

令和7年度法務省委託

みんなで学ぶ、未来を変える ハンセン病問題人権シンポジウム



■日時

令和7年7月26日（土） 午後1時30分～午後3時30分

※ハイブリッド開催（オンライン（YouTube LIVE）配信＋会場参加）

■会場

パレアホール

（〒860-8554 熊本県熊本市中央区手取本町8-9 くまもと県民交流館パレア10階）

■主催

法務省／厚生労働省／文部科学省／全国人権擁護委員連合会／熊本地方法務局／
熊本県人権擁護委員連合会／公益財団法人人権教育啓発推進センター

■後援

全国ハンセン病療養所入所者協議会／ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟全国原告団協議会／
ハンセン病家族訴訟原告団／熊本県／熊本県教育委員会／熊本市／熊本市教育委員会／
合志市／合志市教育委員会（順不同）

〔目 次〕

● タイムスケジュール	2
● 第1部 ハンセン病問題について学ぼう／登壇者の御紹介、講演資料	
○ 坂元茂樹	4
○ 太田明さん	10
○ 豎山勲さん	12
○ 黄光男さん	14
● 第2部 ロールプレイワークショップ／登壇者の御紹介	
○ 加藤高志さん	31
○ 高来葵衣さん	32
○ 角地琴奈さん	32
○ 木村優希さん	32
○ 山内溪瑚さん	32
● 人権啓発動画の御案内	33
● 人権ライブラリーの御案内	34

本シンポジウムの目的

ハンセン病とは「らい菌」という細菌に感染することで起こる病気です。手足の末梢神経が麻痺したり、治療法がない時代には後遺症が残ることがありました。しかし、らい菌の感染力は弱く、発病することは極めてまれです。万が一発病しても、現在は早期発見と適切な治療により後遺症が残ることなく完治します。

しかし、かつて採られた国の強制隔離政策により、人々の間にハンセン病は怖い病気だというイメージが作られ、ハンセン病患者・元患者やその家族の方々に対する偏見や差別が生まれ、それが今も深刻な状況にあります。

そこで、当事者の方々やハンセン病問題に関わってこられたの方々からお話を聞き、ハンセン病問題が過去の問題ではなく「今の」問題であると認識し、その正しい知識と理解を深めるとともに、偏見や差別は身近な場面で起き得ることを理解し、ハンセン病問題を教訓として、同じ過ちを繰り返すことなく、偏見や差別のない社会を実現するためにはどうしたらよいか、次代を担う皆さんと一緒に考え、実践していくためのシンポジウムを開催します。

[タイムスケジュール]

- 13:30~13:40 開会・主催者挨拶
- 13:40~14:20 **第1部 ハンセン病問題について学ぼう**
○解説「ハンセン病問題とは何か？」
坂元茂樹（公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長）
○当事者・家族の方々のお話
太田明さん（菊池恵楓園入所者自治会会長代行）
豎山勲さん（ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟全国原告団協議会事務局長）
黄光男さん（ハンセン病家族訴訟原告団副団長）
- 14:20~14:30 休憩
- 14:30~15:30 **第2部 ロールプレイワークショップ**
○登壇者（順不同）
加藤高志さん（弁護士）
高来葵衣さん（合志市立合志楓の森中学校2年）
角地栞奈さん（合志市立合志楓の森中学校3年）
木村優希さん（山鹿市立菊鹿中学校3年）
山内溪瑚さん（山鹿市立菊鹿中学校3年）
太田明さん
豎山勲さん
黄光男さん
○コーディネーター
坂元茂樹
- 15:30~15:32 閉会

● 本シンポジウム終了後、アンケートへの御協力をお願いいたします。

<https://forms.gle/Kx7vjCDimhzMZmw89>



〔 第 1 部 ハンセン病問題について学ぼう
登壇者の御紹介、講演資料 〕

さかもとしげき

坂元茂樹

(公財) 人権教育啓発推進センター理事長
(公財) 世界人権問題研究センター理事長兼所長
神戸大学名誉教授



【略歴】

1978年4月～1979年3月	琉球大学法学部助手
1979年4月～1983年3月	琉球大学法学部講師
1983年4月～1991年3月	琉球大学法学部助教授
1991年4月～2003年3月	関西大学法学部教授
2001年4月～2003年3月	関西大学国際交流センター所長
2003年4月～2013年9月	神戸大学大学院法学研究科教授
2008年6月～2010年9月	「ハンセン病差別撤廃決議」に基づき、国連人権理事会諮問委員会において、ハンセン病差別撤廃を目的とする原則及びガイドライン（P & G）の作成を担当
2010年10月	国連人権理事会P & G支持の決議採択
2010年12月	国連総会P & G支持の決議採択
2013年10月～2021年3月	同志社大学法学部教授
2019年7月～	公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長
2022年7月～	公益財団法人世界人権問題研究センター理事長兼所長
2024年3月～	常設仲裁裁判所裁判官

(公財) 人権教育啓発推進センター理事長
坂元 茂樹

ハンセン病問題とは何か？

ハンセン病とは何か？

- ハンセン病は、らい菌によって起こる感染症です。主に末梢神経や皮膚、目などが侵されます。らい菌は、結核菌などと同じ仲間の細菌ですが、菌自体の毒性は少なく感染力もたいへん弱いので、抵抗力があまりない幼児期に、たくさんの菌に繰り返し触れる機会でもなければ、感染することはほとんどありません。たとえ感染しても自然に治り、発病はまれです。
- ハンセン病は、今ではリファンピシンなどの複数の薬を使って治療（多剤併用療法）をすれば、確実に治せる病気となっています。

ハンセン病差別の特徴

- ハンセン病差別の最大の特徴は、法律によって作り出された社会的差別だという点です。「癩予防法」(旧法) (1931 (昭和6) 年) と「らい予防法」 (新法) (1953 (昭和28) 年) は、国民をしてハンセン病患者を合法的に差別に追いやる法的根拠として機能しました。
- ハンセン病は感染力が非常に弱く、通院で治療することができる病気であるにもかかわらず、法律は感染を予防することなどを理由にすべての患者を療養所に隔離することを定めました。

熊本地裁判決 (2001 (平成13) 年)

- 2001 (平成13) 年、熊本地方裁判所が言い渡した「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟 (ハンセン病訴訟) の判決は、ハンセン病患者を隔離する必要がないことは遅くとも1960 (昭和35) 年には分かっていたにもかかわらず、法律を廃止して政策を転換しなかったことは基本的人権を定めた憲法に違反していると、述べました。

「無らい県運動」とは何か？

- 「癩予防法（旧法）」に改正されてから、すべての道府県（「東京都」は当時「東京府」）においてハンセン病患者を療養所へ隔離することによって“一掃する”、というスローガンを掲げた「無らい県運動」が展開されました。「無らい県運動」とは、自分たちの県からハンセン病患者をなくし、強制的に療養所へ入所させる運動でした。
- この運動により、ハンセン病患者は、いったんハンセン病であると診断されると、療養所に入所せざるを得ない状況に追い込まれていきました。

自発的入所の形をとった隔離

- 戦前の「無らい県運動」とは異なり、戦後の「無らい県運動」では、「絶対隔離政策」と個人の尊厳と基本的自由を認めた日本国憲法との乖離を埋めるために、入所勧奨に応じた「自発的な入所」が強調されるとともに、治療目的が強調されました。
- 実際、ハンセン病の治療に有効であるプロミンによる治療は、療養所のみに限られていました。

熊本地裁のハンセン病家族訴訟判決（2019（令和元）年）

- 2019（令和元）年の熊本地裁のハンセン病家族訴訟判決では、「戦前戦後を通じた強制収容や無らい県運動等の被告[国]のハンセン病隔離政策等により、ハンセン病が強烈な伝染病であり、他の病気とは異なって隔離が必要なほどの特別な病気であるという誤った認識に基づく過度の恐怖心が多く国民らに植え付けられ、.....昭和18（1943）年頃には、大多数の国民らがハンセン病患者及びその家族に対し、忌避、排除されて当然との意識を持ち、深刻な差別被害が生じていたことが認められる」と認定しました。
- 国は、この判決後、この問題を早期に解決するためにこれ以上争わないことを決め、家族たちに謝罪しました。

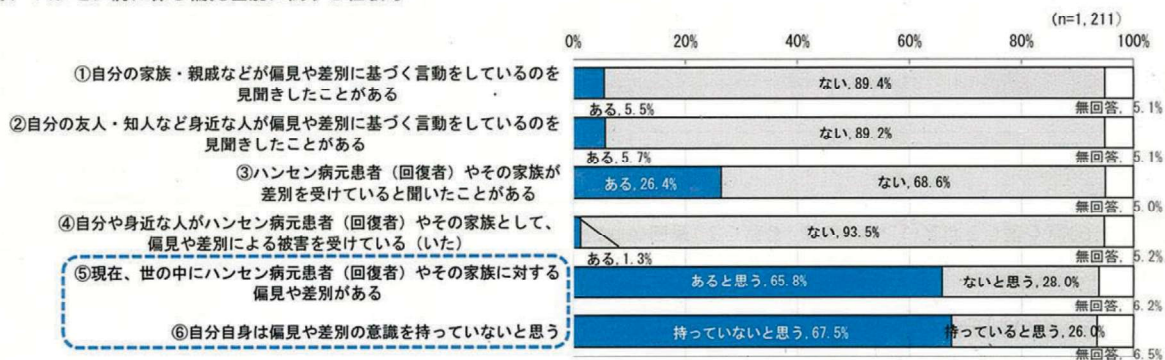
過去のものでないハンセン病差別

- ハンセン病差別は過去のものではなく、厚労省による2024（令和6）年度の「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」の結果では、「現在、世の中にハンセン病元患者（回復者）やその家族に対する偏見や差別があると思う」と回答した割合は、65.8%でした。
- 私たちには、いまだ存在するハンセン病患者・回復者及びその家族に対する偏見差別を解消する必要があります。

ハンセン病に係る偏見差別に関する経験等 | 社会における偏見差別の現存性への認識は不十分

- 本調査の結果から、
「ハンセン病に係る偏見差別は2001年5月の熊本地裁判決以降はある程度解消された」という認識は妥当ではなく、
ハンセン病の元患者（回復者）・家族に対する社会の偏見差別が現存しており、社会生活の中で現在も差別的対応を受ける
おそれがあることが示唆されたにもかかわらず、
- 「⑤現在、世の中にハンセン病元患者（回復者）やその家族に対する偏見や差別があると思う」とした者は65.8%
- 「⑥自分自身には偏見や差別の意識を持っていないと思う」とした者が67.5%

図表7 ハンセン病に係る偏見差別に関する経験等



*コメントで触れた項目を点線囲み

ハンセン病問題を知るための動画



お お た あ き ら

太田 明

菊池恵楓園入所者自治会会長代行

【略歴】

1943 年 11 月生まれ。熊本県出身

1952 年 3 月菊池恵楓園入所。

療養所の小学、中学、高校の分校で学ぶ。

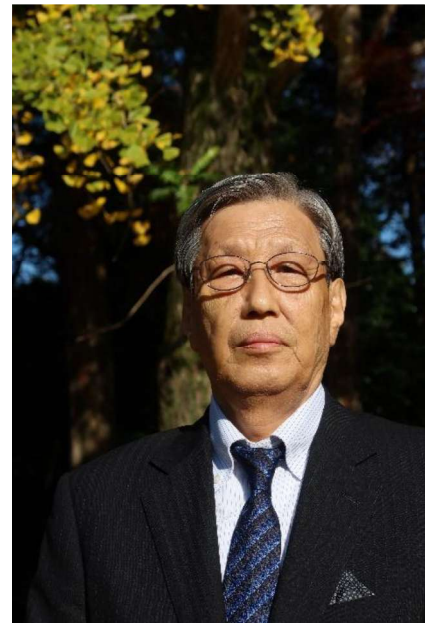
大学進学のため社会復帰、卒業後商社に就職。

1971 年再発により再入所、恵楓園印刷所勤務の後、

1986 年より自治会役員に就任。

以来副会長、会長等を歴任し今日に至る。

現在、菊池恵楓園入所者自治会会長代行。



ハンセン病問題を正しく理解し行動するためには、ハンセン病に関する医学的、歴史的、社会的知見を深めると同時に療養所を現地訪問し、当事者との直接対面を重ねるなどの実体験が必要である。そこで初めてハンセン病問題の深層に触れることが出来るであろう。

わが国における伝統的なハンセン病に係る偏見と差別を打ち砕くためには、偏見と差別の原因が差別される側にあるのではなく、差別する側にあるという差別問題の公理に立ち返らなければならない。

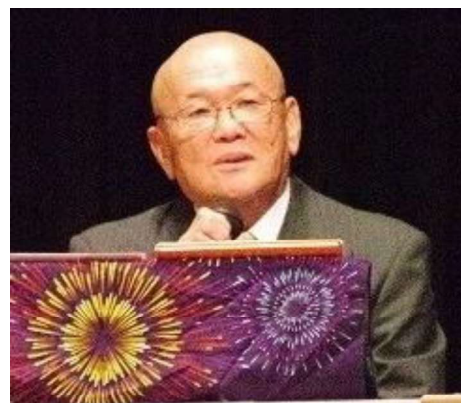
すなわち、ハンセン病に係る偏見と差別を構築せしめたのは「強制隔離政策」と「無らい県運動」を展開した国であり、それに加担した地方自治体であり、国民一人ひとりであったことを再確認しなければならない。

菊池恵楓園入所者自治会
会長代行 太田明

たてやまいさお

豎山 勲

ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟全国原告団協議会事務局長



【略歴】

- 1948 年 11 月 28 日 鹿児島県伊佐市大口で、豎山家の第 5 子として生まれる。
- 1962 年 9 月 5 日 国立らい療養所星塚敬愛園に強制入所。
- 1964 年 4 月 国立療養所長島愛生園に転園（邑久高等学校新良田教室入学のため）。
- 1967 年 出身園である敬愛園に転入所し、その後、敬愛園自治会活動が続ける。
- 1996 年 4 月 1 日 「らい予防法」廃止に関する諸問題に対し、個人として活動をはじめ。
- 1996 年 5 月 MBCTV 「どーんと鹿児島」星塚人間回復の声～らい予防法廃止が問いかけるもの等に出演
MBC tv 制作「人間として」ドキュメンタリー出演
その後、TV(筑紫哲也)ニユース 23 を始め、TV・新聞・ラジオ・雑誌等に出演
- 1998 年 7 月 31 日 熊本地裁に「らい予防法」違憲国賠訴訟を提起。
原告 13 名(第一次)原告団を結成し西日本原告団事務局長を努める。
- 2001 年 4 月 14 日 全国原告団協議会設立。副会長
- 2001 年 5 月 11 日 判決。原告が完全勝訴し、同年 5 月 23 日、政府控訴断念、熊本地裁判決が確定。
- 2004 年 5 月 26 日 国立療養所星塚敬愛園退所。社会復帰
- 現在、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会事務局長として、ハンセン病問題の全面解決のための運動を行う。

ハンセン病問題とは何か

ハンセン病問題とは、わが国が法律まで作って、ハンセン病患者・元患者及び家族の人権を侵害したと云う、前例を見ない国家犯罪であります。

ハンセン病問題を学ぶとき、２００１年の熊本判決の上に立ち、ハンセン病問題を捉える「視点」を定めることが最も大事なことであります。

その中で、我が国が、らい予防法によって侵してしまった人権を学び、その、らい予防法の下で、国は基より各地方自治体、各界（政界・法曹界・医学会・宗教界・教育界・マスコミ等）が侵した人権、更には、らい予防法の下で国民・市民をも加害者に巻き込んでしまった歴史を学ぶことが求められています。

その、らい予防法の下でハンセン病元患者らが受けた被害の実態を通して人権問題を的確に学び、被害当事者の人権の回復・名誉の回復など、隔離被害がもたらした様々な被害の原状回復をどのようにしたらいいのかを考える。

そして、ハンセン病問題の究極の目的である、偏見や差別のない「共生の社会」の回復をどのようにして実現していくのか？が今問われています。

入所者や退所者・非入所者・家族らの被害当事者の平均年齢も超高齢化してきています。

一刻も早い、ハンセン病問題の全面解決が求められています。

今日は、私の受けた被害の実態を通して、らい予防法により奪われた「人権」を浮き彫りにしてみたいと思います。

題して「らい予防法により私が受けた被害の実態」を語る。

らい予防法違憲国家賠償請求訴訟全国原告団協議会
事務局長 豎山勲

ふぁんぐぁんなむ

黄 光 男

ハンセン病家族訴訟原告団副団長

【略歴】

1955 年 大阪府吹田市で在日朝鮮人二世として生まれる。

1 歳の時、母親と姉がハンセン病を発病、岡山の療養所に入所し、本人は岡山市内の福祉施設で育つ。

1964 年 家族 5 人が社会復帰し、尼崎で暮らす。

1974 年 尼崎市職員に採用。現職：開発指導課職員。

ハンセン病の親のことを長く語らなかった。

2016 年 2 月 「ハンセン病家族の集団訴訟」の原告団副団長となる。

尼崎市在住。



ハンセン病問題人権シンポジウム

第1部 ハンセン病問題について学ぼう



2025年7月26日(土)13時30分～15時30分

場所:くまもと県民交流館 パレアホール

お話 黄光男(ファン グァンナム)

ハンセン病家族訴訟原告団 副団長

主催:法務省・厚生労働省・文部科学省

自己紹介

尼崎市役所 1974年採用

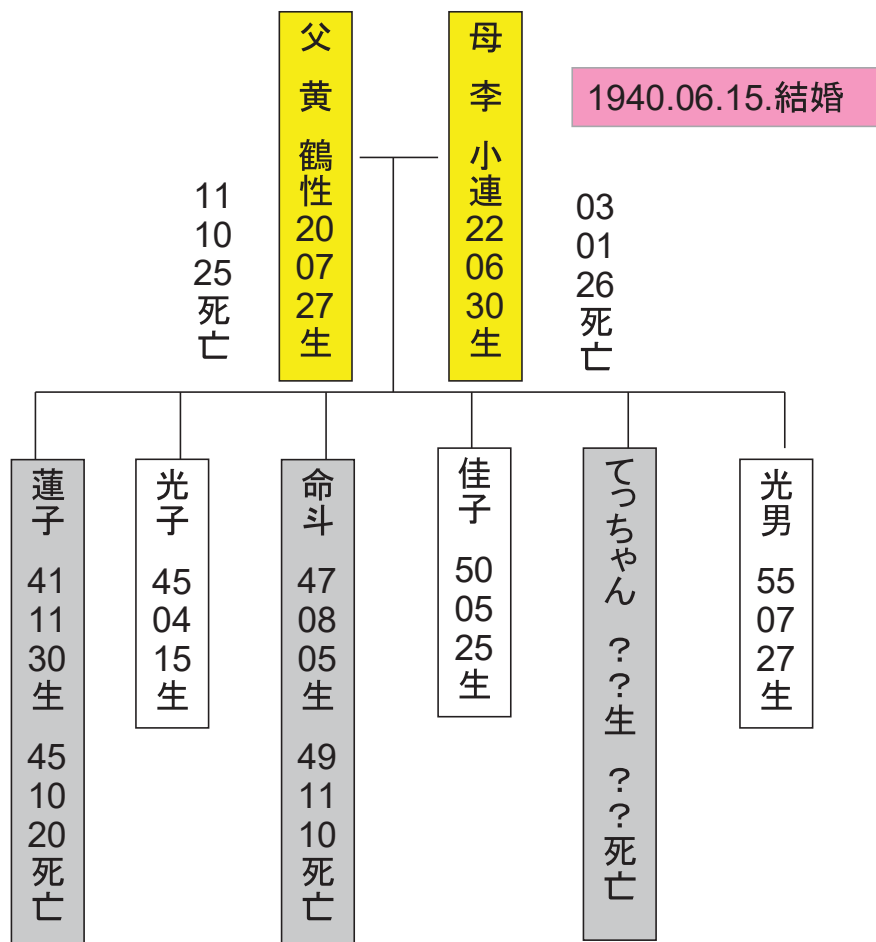
開発指導課 勤務

- ・黄光男(ファン グァンナム)
- ・黄光男(こう みつお)
- ・黄原 光男(きはら みつお)
- ・なぜ語るのか
- ・なぜ語れなかったのか

恥でないものを恥とするとき
本当の恥になる。

家族訴訟(国家賠償請求事件)

- 2016年2月15日第1次提訴 59名
3月29日第2次提訴 509名





- 大阪府吹田市岸辺 1955年生まれ
- 家族6人
- 執拗な大阪府職員
- 入浴拒否、家の消毒
- 1956年12月6日 母(34)と姉(6)愛生園へ入所
- 同日 光男(1)岡山市内の育児院へ(のびのびと)
- 1957年8月19日 姉(12) 愛生園入所
- 1957年11月7日 父(37) 愛生園入所

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

患者台帳			
昭和30年9月15日調製 番号			
氏名	[REDACTED]		
本籍	[REDACTED] 住所 [REDACTED]		
職業	勤務先	家計の主職業	
病型	①結節型 2.斑紋型 3.神経型 病勢 1.重症 ②中等症 3.軽症		
状態	らい菌検査	○した (1.陽性 ②陰性) しない	
届出	[REDACTED] 診定医師 所属 氏名		
感染源	1.家族 2.同居人 3.隣人 4.職場 5.学校 6.外地 7.その他 ⑧不明		
接期 触問	自 年 月 至 年 月 (不明)	接場 1.現住地 2.府内 触所 3.府外() ④不明	
入所の要否 ①要 2.観察 3.不要		入所の意志 1.あり ②なし	
入所しない理由 1.理由なく拒否 ⑤家族に対する執着 2.療養所の内容を知らない 6.家族の反対 3.家族の生活困難 7.老衰 4.入所を不名誉とする 8.重症 9.その他			

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

番号	氏名	性別	生年月日	続柄	職業	備考
1	[REDACTED]					
2						
3						
4						
5						
6						
7			年 月 日 (才)			

家族の構成

住居	[REDACTED]	
患者の居室	1. 1室専用	② 雑居
生活程度	1. 上	2. 普通 ③ 下

患者略図

N
↑

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

3/11/9 夫は [REDACTED] で生活困難 勧奨
 着く。本人は結節、中等症で至急に
 入所の要あり。強硬に勧奨せざる
 子供の手を言い立て聞き入れず。

6/17 結節消退期にあるものの要入所
 (当 [REDACTED]) なお本人の [REDACTED] 斑紋
 を有しているが直検査の結果は(+)で
 あり尚精密検査の要あり。

8/16 検査及入所勧奨の為 [REDACTED]
 自宅訪問せるも不応、[REDACTED] の
 主治医を重役と要望が自書面を留置
 にかいた。尚付近住民の言ふ所によれば
 家族中 [REDACTED] が死亡した
 模様。 (安東 政神 松本 幸子 山田 幸子)
 安谷川(待子)

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

- 大阪府の職員や近所の一般市民が一体になってハンセン病患者を社会から追いやった。
- 2001年の熊本地裁判決で国の過ちが認められ国は謝罪したが、一般市民、県や市の職員たちの中に、国と同様に謝罪し責任を感じた人が何人いただろうか。
- ハンセン病患者はかわいそうな人たちと同情をさそうような問題ではなく、自分にも加害責任があったかもしれないということが問われる。

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

- 大阪府の職員や近所の一般市民が一体になってハンセン病患者を社会から追いやった。
- 2001年の熊本地裁判決で国の過ちが認められ国は謝罪したが、一般市民、県や市の職員たちの中に、国と同様に謝罪し責任を感じた人が何人いただろうか。
- ハンセン病患者はかわいそうな人たちと同情をさそうような問題ではなく、自分にも加害責任があったかもしれないということが問われる。

真実を知らされていない(誤った情報を信じた)一般市民に責任を問えるのか？

大阪府職員の勧誘（無らい県運動）

- 大阪府の職員や
なってハンセン病
- 2001年の熊本地
れ国
員か
た人
- ハン
をさ
任か

真実を知
情報を信
を問える

力のもった者の言う
ことを鵜呑みにせず、
おかしいことはおか
しい」と声をあげる勇
気をもつ。

民が一体に
ら追いやった。
過ちが認め

い（誤った
民に責任

ことが伺われている。

社会福祉法人
児童養護施設

新天地育児院



目的

「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境のなかで育てられる」——この児童憲章の精神のもと、聖書に語られている「新しい天と新しい地」の実現を目指しています。

沿革

キリストと共に歩まれ、福祉の先駆者として有名な石井十次先生が、その愛を岡山の地に育まれました。その命をかけられたお姿に、人々は感動し、先生の生き方

環境

岡山市の東、標高90メートル程の小高い山、瑞穂山頂に位置しています。市街地からも近く、よく整備された自然環境は、まさに育くみの場として恵まれています。

昭和25年 1月(1950)：池田 愛、乳児院を開設
昭和26年 6月(1951)：養護施設を併設
昭和30年 8月(1955)：社会福祉法人設立許可を得る
昭和36年12月(1961)：管理棟兼保育棟を新築

社会福祉法人
児童養護施設

新天地育児院





- 1964年(昭和39年)4月4日 家族5人尼崎へ
- 6畳と4畳半の文化住宅
- 「何の病気？」
- 毎年夏に愛生園へ
- 語らなかった小学・中学・高校
- 中学生の頃 ギターを独学
- 1974年4月 尼崎市役所 入所
- 築けなかった親子関係(おねだりできない)

家族訴訟(国家賠償請求事件)

- 2016年2月15日第1次提訴 59名
3月29日第2次提訴 509名



家族訴訟(国家賠償請求事件)

被告 国

原告 568名(全国から)

- ①入所者、退所者、非入所者の子でハンセン病を発症しなかった人
- ②入所者、退所者、非入所者がハンセン病を発症した当時同居していた親族(配偶者、兄弟姉妹、孫など)

家族訴訟(国家賠償請求事件)

- 原告らの求めるもの

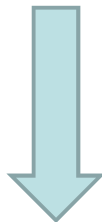
- ①損害賠償 一人500万円＋弁護士費用50万円
- ②謝罪広告 全国紙5紙に謝罪広告を掲載

- 家族の被害

- ①両親の離婚、生計の支柱、養育環境を失う
- ②子自身が直接的に差別を受け、親の子を恥じ
これを隠し、親を憎み疎ましく思う

結審

2018年12月21日(金) 14:00～16:00熊本地裁



判決

2019年6月28日(金) 14:00～ 熊本地裁

熊本地裁判決

2019年6月28日(金)午後2時

控訴期限7月12日まで

判決

2019年6月28日

- 主文
- 被告に対し原告167名につき1人当たり143万円、原告2名につき110万円、原告59名につき55万円、原告313名につき33万円の支払いを命じ、原告20名の請求を棄却した。

判決

2019年6月28日

- 周囲のほぼ全員によるハンセン病患者及びその家族に対する偏見差別が出現する一種の**社会構造(社会システム)**が築き上げられた。
- 上記の**社会構造**に基づき、大多数の国民らがハンセン病患者家族に対し、ハンセン病患者家族であるという理由で、忌避感や排除意識を有し、患者家族に対する差別を行い、これにより深刻な差別被害を受けた。

判決：国会議員や関係大臣の責任を認める

被告	期間	違法行為
厚生大臣及び厚生労働大臣	1960年から (沖縄は 1972年から) 2001年末	ハンセン病隔離政策の廃止義務違反 偏見差別の除去義務違反
法務大臣	1996年から 2001年末	ハンセン病家族に対する偏見差別を除去するための人権啓発活動を実施するための相当な措置を行う義務とその義務違反
文部大臣及び文部科学大臣	1996年から 2001年末	偏見差別を除去するための教育等が実施されるようにする相当な措置を行う義務とその義務違反
国会議員	1965年から 1996年まで	らい予防法を廃止しなかった立法不作為の違法

※沖縄については本土復帰した1972年以降の責任のみ認定

2019年7月9日(火)午前 控訴しない方針を表明

2019年7月24日(水)午前10時20分 安倍首相と面談



政府を代表して
心からお詫びする

2019年11月26日(火)午前9時15分 安倍首相・加藤厚労大臣と面談

黄副団長

「(補償法の成立は)我々家族の立場を認めて
いただいた結果だと思う」

安倍首相

「皆様が安心して暮らせる社会を実現するた
めに全力を尽くしていく」

[第 2 部 ロールプレイワークショップ 登壇者の御紹介]

かとうたかし
加藤高志
弁護士

【略歴】

1990 年 大阪弁護士会登録

1990 年～現在

大阪弁護士会人権擁護委員会所属

(2010 年) 同人権擁護委員会 委員長

1997 年～現在

日本弁護士連合会人権擁護委員会所属

(2001 年～2003 年)

同人権擁護委員会 医療部会部会長

(2016 年～2018 年)

同人権擁護委員会 委員長

奈良県立医科大学医療安全監査委員会委員

(元) 日本小児科学会倫理委員会委員

(元) 産科医療補償制度原因分析部会部会員

(元) 大阪府薬事審議会委員

(元) 大阪府精神医療審査会委員

(元) 堺市感染症診査協議会委員

(元) 医療事故調査分析モデル事業評価委員

脳死臓器移植に関する参考人として国会（厚生労働委員会）で発言



感染症患者の方に対する差別、人権侵害を考えると、もちろん正確な知識を得ることは重要ですが、報道やインターネットで情報を得るという作業だけでは足りないように思います。また、正確な知識、医学的知見に限界があるという段階もあり得ます。

ですので、可能な限り、感染症に感染したことのある人からお話をうかがい、直接「触れる」「感じる」ことが大切ではないかと考えています。そして、そのような経験を重ねていくなかで、自分が感染したらどうだろうか、親しい人が感染したらどうだろうか、「想像力」を働かせ、他人事ではないと思うことが出来るようになると思うのです。

また、そういった方々がされてきた苦労が、今の私たちの生活をより良いものになっているという事実もあります。ですので、様々な触れあいを通じて、想像力を働かせ、そういった視点も養ってほしいと思います。

この度のシンポジウムがその契機になればと思います。

こうらいあ おい
高来葵衣

合志市立合志楓の森中学校 2年

つのぢかんな
角地栞奈

合志市立合志楓の森中学校 3年

きむらゆうき
木村優希

山鹿市立菊鹿中学校 3年

やまうちけいご
山内溪瑚

山鹿市立菊鹿中学校 3年

人権啓発動画の御案内

「～ハンセン病と家族の物語～ 夢でしか帰れなかった故郷」

ハンセン病は現代では発症することはほとんどなく、適切な治療を行えば治る病気であるにもかかわらず、かつて採られた国の強制隔離政策により、人々の心の中にハンセン病は恐ろしい病気だというイメージが植え付けられ、患者・元患者の方々のみならずその御家族に対する偏見や差別が作出・助長されました。ハンセン病患者を隔離するための法律が廃止された現代においても、このような偏見や差別はなくなっていない。

この動画（アニメーション）は、ハンセン病に関する正しい知識や偏見・差別の問題について、小学生でも分かりやすく学ぶことのできる教材となっています。

YouTube「MOJ（法務省）チャンネル」で全編視聴可能

https://youtu.be/4-j_p3kcDdA



「ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～」

ハンセン病問題に関する理解を深め、偏見や差別のない社会の実現について考えるための人権啓発動画です。

隔離政策によって偏見や差別に苦しみながら生きてきた、ハンセン病元患者やその家族のエピソードをアニメーション化し、国立ハンセン病資料館学芸員による解説とともに収録しています。

YouTube「MOJ（法務省）チャンネル」で全編視聴可能

https://youtu.be/gPH5b_CDwto



人権ライブラリーの御案内



法務省の委託事業にて運営している人権ライブラリーでは、およそ17,000冊の国内外の人権関連図書を始め、映像資料（DVD、VHS）、紙芝居、展示用パネル、全国の地方公共団体が発行する啓発資料などを所蔵し、閲覧・貸出しを行っています。

これらの啓発資料は、郵送等による貸出しを行っており、遠方の方も御利用いただけます。

また、無料の貸会議室（多目的スペース）もございます。ぜひ、御利用ください。



人権ライブラリー

検索

<https://www.jinken-library.jp/>

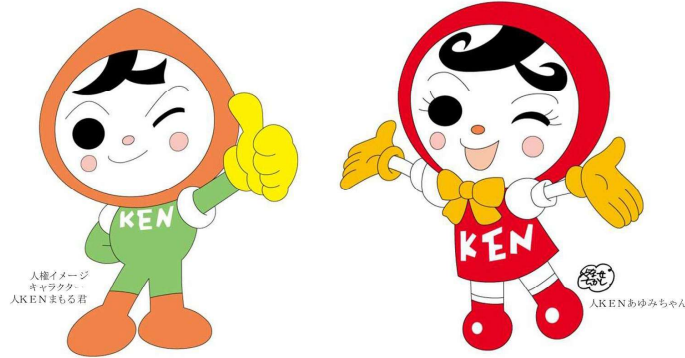


〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F

TEL 03-5777-1919 / FAX 03-5777-1954

Eメール library@jinken.or.jp

※ 公益財団法人人権教育啓発推進センター・併設



人権イメージキャラクター人KEN まもる君と人KEN あゆみちゃんは、漫画家やなせたかしさんのデザインにより誕生しました。2人とも、前髪が「人」の文字、胸に「KEN」のロゴで、「人権」を表しています。人権が尊重される社会の実現に向けて、全国各地の人権啓発活動で活躍しています。

人権を侵害されていると感じたら…

法務局・地方法務局、その支局に気軽に御相談ください

お電話での相談はこちら

みんなの人権 110番

(全国共通人権相談ダイヤル)



0570-003-110

こどもの人権 110番



0120-007-110

外国語人権相談ダイヤル



0570-090-911

LINEで相談することもできます

LINE じんけん相談



@linejinkensoudan



令和7年度法務省委託
みんなで学ぶ、未来を変える
ハンセン病問題人権シンポジウム

公益財団法人人権教育啓発推進センター

「ハンセン病問題に関するシンポジウム」事務局

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F

TEL 03-5777-1802 (代表) / FAX 03-5777-1803

ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp>



@Jinken_Center

YouTube 「人権チャンネル」 <https://www.youtube.com/jinkenchannel>



YouTube 「法務省チャンネル」 <https://www.youtube.com/MOJchannel>



法務省人権擁護局 HP



@MOJ_JINKEN



HumanRightsBureau. MOJ



@JINKEN01

